

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1回につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1回につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1回につき +4単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合】を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場 合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×15/1000)					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100